

西尾市児童クラブ運営業務公募型プロポーザル実施要領 (Aブロック・Bブロック共通)

1 趣旨

西尾市内の児童クラブに通所する児童が安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図るため、本業務を継続的・安定的に遂行する能力及び技術力を有する事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手となる候補者を選定するものとする。児童クラブ運営事業は、地域の特色にあった複数の事業者が運営することで競争原理が高まりサービス向上へつながることから、2地区に分割して公募型プロポーザル方式で事業者を募集する。

2 契約条件

(1) 業務名

西尾市児童クラブ運営業務

(2) 委託の内容

別紙「西尾市児童クラブ運営業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 契約期間等

- ・業務の履行期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。
- ・契約締結の日から令和7年3月31日までの間を準備期間とし、業務の開始準備や支援員の確保等を行うものとする。また、西尾市(以下「市」という。)が開催する関係者等への説明会には同席するものとする。ただし、準備期間に関する経費は受託者の負担とする。

(4) 委託費の限度額

834,130,000円(Aブロック)(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

420,980,000円(Bブロック)(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

- ※ 本業務は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。

(5) その他

業務提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認められない。なお、提案内容を勘案し委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。また、契約後、計画どおりに人員が配置されない等、運営業務の評価が著しく低い場合は契約を打ち切ることがある。また、物価や賃金などの変動により、契約時に設定した人件費が適切でないと思われる場合は、人員配置計画の見直しを含めて、市と協議の上、契約内容を適正化するための変更契約を締結する。

3 審査基準及び審査方法

市が選任する者をもって選定委員会を構成し、提出された業務提案書等の内容を総合的に評価、採点し、その審査結果を基に受託先候補を決定する。

また、審査内容、審査結果に対する異議の申立ては、一切受け付けないものとする。

4 スケジュール（予定）

募集要領等公開日	令和6年7月29日（月）
現地見学会申し込み受付期限	令和6年8月2日（金）正午
現地見学会	令和6年8月6日（火）・7日（水）
質問書及び参加資格申請書提出期限	令和6年8月9日（金）
質問書回答期限	令和6年8月20日（火）
参加資格審査結果通知書発送	令和6年8月23日（金）
業務提案書受付期間	令和6年9月2日（月）～4日（水）
一次審査結果通知発送	令和6年9月11日（水）
二次審査（プレゼンテーション）Bブロック	令和6年9月20日（金）
二次審査結果通知発送	令和6年9月27日（金）
二次審査（プレゼンテーション）Aブロック	令和6年10月4日（金）
二次審査結果通知発送	令和6年10月9日（水）

※本スケジュールは予定であり、変更となる場合がある。

5 応募方法等

（1）応募資格

プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。なお、複数の企業による共同参加は認めない。

ア 愛知県内に主たる営業所（本店又は支店等）を置く者であること。

イ 西尾市入札参加資格者名簿に搭載され、以下の営業種目分類のいずれにも該当する者（公告日までに搭載され、該当する者）であること。

大分類「03:役務の提供等」 中分類「16:その他の業務委託等」 小分類「99:その他」

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 西尾市競争入札参加停止措置要綱による入札参加停止措置を受けていないこと。

オ 本店及び西尾市に所在する営業所等が税を滞納していない者であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続き開始の申立てがなされていない、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

キ 西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱による排除措置を受けていないこと。

ク 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

ケ 令和3年度から令和5年度までの間に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施又は事業運営を受託した実績を有していること。

(2) 本業務はAブロック・Bブロックの2地区に分割して事業者を募集する。分割業務のため、2つの業務の受託候補者となることはできない。受託候補者の決定は、Bブロック、Aブロックの順に行い、Bブロックの受託第一候補者となった時点で、Aブロックの業務提案書は無効となる。

(3) 現地見学会の開催

本事業の受託希望者を対象に、以下のとおり現地見学会を開催する。

ア 開催日時

令和6年8月6日(火)・7日(水) 午前10時から午後3時まで

※詳細は後日連絡

イ 申込方法

令和6年8月2日(金) 正午までに「kosodate@city.nishio.lg.jp」宛てに電子メールにて次のとおり申し込むこと。

タイトルは『西尾市児童クラブ運営業務委託現地見学会について(社名)』とし、本文中に社名、所属、参加者職・氏名、参加人数(2人までとする。)及び連絡先(電話番号・メールアドレス)を記載すること。

ウ その他

要領等の資料は、各自用意し持参すること。

6 参加申込の方法

前記「5応募方法等(1)応募資格」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、参加資格申請書類を下記のとおり提出すること。

※ Aブロック・Bブロック両方参加又はAブロック・Bブロックのどちらかを選択して申請すること。

(1) 提出書類

ア 参加資格申請書(様式1)

イ 会社概要調書(様式2)

添付書類: 国税、県税及び市税が課税される団体について、未納の税額がない旨の証明書(直近2年分・発行日から3か月以内のもの)

ウ 業務実績調書(様式3)

エ 会社概要(会社パンフレット等任意)

(2) 提出部数

各2部

(3) 提出方法

西尾市役所子ども部子育て支援課(西尾市役所本庁舎1階)窓口に直接又は郵送で提出すること。(ただし、郵送による場合は、書留郵便又は配達証明で提出期限までに必着のこと。)

(4) 提出先

〒445-8501 西尾市寄住町下田2番地

(5) 提出期限

令和 6 年 8 月 9 日（金）午後 5 時（必着）

(6) 参加資格の審査

参加資格の有無については、提出を受けた参加資格申請書類等により、参加希望者が参加資格を満たしているかの審査を行い、参加資格審査結果通知を令和 6 年 8 月 23 日（金）に参加資格申請書に記載された担当者宛に通知する。

7 質問事項の受付及び回答

(1) 質問内容

本プロポーザルに関する質問は、業務提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問方法

ア 提出方法

- ・ 質疑がある場合は、令和 6 年 7 月 29 日（月）から 8 月 9 日（金）までに質問書（様式 4）により電子メールで問い合わせること。
- ・ 電子メールのタイトルは『西尾市児童クラブ運営業務委託に関する質問について（社名）』とし、質問書を添付すること。

イ 提出先

西尾市子ども部子育て支援課 子ども政策担当 kosodate@city.nishio.lg.jp
電話：0563-65-2108

ウ 回答

令和 6 年 8 月 20 日（火）までに西尾市ホームページで一括回答する。

エ その他

- ・ 複数の質問がある場合はできるだけ 1 回にまとめて質問すること。
- ・ 質問書を送付した場合は、必ずその旨を電話で提出先に連絡し、送受の確認をすること。質問書が期間内に届いていない場合は、その質問は無効とする。

8 辞退届

参加資格申請書の提出後に、参加を辞退する場合は辞退届（様式 5）を提出すること。

(1) 提出期日

令和 6 年 9 月 2 日（月）午後 5 時（必着）

(2) 提出先及び提出方法

「6 参加申込の方法」の提出と同様

9 業務提案書等の提出

(1) Aブロック・Bブロック両方参加の場合は、それぞれ提出すること。

(2) 受付期間 令和 6 年 9 月 2 日（月）から令和 6 年 9 月 4 日（水）まで

午前9時から午後5時までの受付時間中に(4)に掲げる提出書類を西尾市子ども部子育て支援課に持参又は郵送で提出(必着)すること。(郵送の場合は、書留郵便又は配達証明に限る。)

(3) 提出場所

〒445-8501 西尾市寄住町下田2番地

西尾市子ども部子育て支援課(西尾市役所本庁舎1階)

(4) 提出書類

ア 業務提案書(様式6及び任意様式)

- ・業務提案書の様式等は日本産業規格A4判で、用紙の向きは縦、横どちらも可(A3判をA4判サイズに折り畳み挿入することは可)
- ・業務提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とする。
- ・必要に応じて、絵、図、写真等を用いて分かりやすく記載すること。

① 業務実績(令和3年度から令和5年度まで)

- a) 放課後児童健全育成事業の運営実績(発注者、契約期間、学校数、支援の単位数、業務名、業務内容、契約金額)を記載すること。

※実績を証明する書類を添付すること。(契約書等の写し)

- b) 配置される総括管理者及び地区管理者の経歴、資格並びに放課後児童健全育成事業の業務の実績

- ・総括管理者及び地区管理者の経歴及び資格(放課後児童支援員、保育士、教員等)

※資格等の写しを添付すること。

- ・総括管理者及び地区管理者の放課後児童健全育成事業業務の実績(実務経験年数等)

② 児童の育成支援

- a) 放課後児童クラブの活動時間内における遊びや学習の体験等の実施方法の提案

- b) 特別に支援を要する児童に対する育成の支援及び対応方法の提案

③ 支援員等の雇用、配置及び研修指導体制等

- a) 支援員等の職制設定、配置体制及び代替員確保体制

- b) 支援員等の継続雇用及び地域人材採用計画(現児童クラブ支援員の雇用及び処遇並びに地域人材採用の優先性)

- c) 支援員等の福利厚生

- d) 支援員等の資質向上のための研修の機会の確保及び指導・フォロー体制

④ 危機管理体制及び事務局体制

- a) 本業務を担当する営業所及び担当者数

- b) 連絡体制(平日、休日、時間外等)、担当者不在時の対応方法、現在の手持業務の状況及び本業務を受託した場合の専任体制

- c) 準備期間から本格稼働へ移行後も円滑な運営ができる事務局体制

- d) 事故発生時等(事故、けが、疾病、いじめ、虐待、誤帰宅・誤預かり等)の迅速な対応及び予防の体制(事故の予防及び事故発生時の対応体制)

- e) 保護者等からの相談体制

⑤ 関係機関等との連携

児童クラブの円滑な運営における学校、公的機関及び地域との連携方法の提案
イ 見積書（「2 契約条件（4）委託費の限度額」（消費税非課税）以内）（任意様式）

- ・別添仕様書の業務内容ごとに費用の内訳を詳細に記載すること。
- ・物品について購入又は賃借の区別を記載すること。

ウ 工程表（任意様式）

- ・業務開始までの準備に関する計画とスケジュール

エ 提案事業者概要等資料（任意様式）

- ・提案事業者の業務概要 ※資本金、従業員数の記載
- ・経営母体の財務健全性

直近3年分の財務諸表及びその状況（自己資本比率、流動比率等）

(5) 提出部数

各12部とし、各部ごとにA4長辺2穴左綴じでファイル等に綴じること。

10 委託先の選定等

(1) 選定方法

提出された業務提案書のみを使用して、書面審査及びプレゼンテーション審査を行う。なお、審査は非公開で行い、審査の経緯等に関する問い合わせには応じない。

(2) 審査方法

市が選任する者をもって選定委員会を構成し、業務提案書等の提出書類、プレゼンテーションの内容を総合的に評価、採点し、その審査結果を基に委託先候補を決定する。

※一次審査（書面審査）

- ・提出された業務提案書等について、一次審査として書面審査を実施し、上位4者に対して二次審査を行う。
- ・一次審査の結果及び二次審査の案内については、令和6年9月11日（水）に、業務提案書等提出届に記載された担当者メールアドレス宛てに、メールで通知する。

(3) 二次審査（プレゼンテーション）開催日

Bブロック 令和6年9月20日（金）午後

Aブロック 令和6年10月4日（金）午後

※プレゼンテーションの時間はメールで後日通知する。

(4) 会場

Bブロック 西尾市役所本庁舎2階 21会議室（提案者控え室：2階24相談室）

Aブロック 西尾市役所本庁舎4階 41会議室（提案者控え室：4階41相談室）

(5) 参加人数等

1 提案者4人以内とする。内1人は地区管理者として従事するものとする。

(6) 説明時間

1 提案者40分とし、概要等説明30分、質疑応答10分とする。

※概要等説明前にパソコン等機材の準備時間を5分設ける。

※西尾市でミーティングボード「MAXHUB」を用意しますので、事前にPDFデータ等を

子育て支援課にメールで送付しておくこと。

(7) 評価基準 別紙1のとおり

ア 各選定委員の評価点の合計が高いものから順位をつけ、第1位と採点した委員を最も多く獲得した者を受託候補者、2番目に多く第1位を獲得した事業者を次点者とする。

イ 第1位と採点した委員が同数である場合は、その者のうち第2位をより多く獲得したものを優先交渉権者とする。ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合は、各選定委員の合計点を集計した点数が高い者を優先交渉権者とする。

ウ 第1位及び第2位の数が同数並びに各選定委員の合計点が同点である場合は、見積額の低い者を上位とする。ただし、見積額も同一の場合は、選定委員会の採決により選定する。

エ 事業者が1者の場合であっても業務提案書の審査を実施し、獲得した点数の合計が著しく低い場合又は各項目において著しく低い点数がある場合を除き、この事業者を受託候補者とする。

オ 各選定委員の平均評価点が基準点に満たない場合は、受託候補者及び次点者に選定しない。

(8) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に通知する。審査結果通知後に西尾市ホームページで公開する。なお、審査内容、審査結果に対する異議の申立ては、一切受け付けない。

1.1 契約の締結及び準備期間

(1) 10により選定された者を第一候補者として交渉を行い、契約を締結する。契約にあたっては改めて見積書の提出を依頼する。なお、交渉が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順次交渉を行う。

(2) 受託者は、契約締結日から令和7年3月31日までの間を準備期間とし、放課後児童健全育成事業についての知識の習得や運営体制の把握、支援員等の確保、統括体制の確立等を行うものとする。また、市が開催する関係者等への説明会には同席するものとする。

1.2 その他

(1) 業務提案書等の作成、郵送等に要する経費はすべて提案者の負担とする。

(2) 業務提案書提出後の修正又は変更は一切認めない。

(3) 複数の業務提案は認めない。

(4) 提出された書類は返却しない。

(5) 提出された書類等は、審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができる。

(6) 提出された書類は本業務以外の目的には使用しない。

(7) 採用された業務提案書の著作権は西尾市に帰属するものとする。

(8) 次に掲げる業務提案は無効とする。

ア 見積金額が限度額を超える提案をした場合

イ 提案書類の内容に虚偽の記載があった場合

ウ 事業者選定委員会の委員等に働きかけ、審査の結果に影響力を行使しようとした場合

(9) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、西尾市情報公開条例（平成13年西尾市条例第20号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

13 問合せ

西尾市子ども部子育て支援課子ども政策担当

〒445-8501 西尾市寄住町下田22番地

電話：0563-65-2108

FAX：0563-57-1314

e-mail：kosodate@city.nishio.lg.jp